

寺院が財産（不動産）を取得するには

寺院が不動産などの財産を売買・寄付などにより取得をしたときには、寺院財産目録に載せなければなりません。そのため(1)責任役員の議決を経ること。(2)総代の同意を得ること。(3)宗派の代表役員の承認を受けること。(4)信者その他の利害関係人に対し公告をすること。の以上4項目を行わなければなりません。

注意事項

- (1) 責任役員会議事録および総代同意書に使用する印鑑は、四種登録で登録されているものです。四種登録に変更がある場合は、四種登録を完備してください。
- (2) 取得した土地を境内地・墓地に、地目を変更するときには、地目変更承認も受けなければなりません。
- (3) 取得した土地を教化活動に使う場合（境内地・墓地）、所有権移転登記の登録免許税・不動産取得税などの税金は非課税になります。方法については、各都道府県庁の管轄で、それぞれ指導が異なりますので、直接各都道府県庁にお問い合わせください。ただし、先に登録を申し込みますと、この非課税証明書は発行してもらえません。

添付書類

- (1) 取得する不動産の登記事項証明書 (2) 責任役員会議事録 (3) 総代同意書
- (4) 取得する不動産の地番のわかる公図と寺院の位置関係がわかる地図
- (5) 売渡証明または、売買約定書（契約書）の写し

冥加料

5,000円

様式番号

15

申請書名

寺院財産取得承認申請書

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105